

千葉県行政組織条例(昭和32年9月10日条例第31号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、法令に特別の定あるものを除き、知事の権限に属する事務を処理するための組織について必要な事項を定めることを目的とする。

(組織の分類)

第2条 前条の組織を本庁、出先機関及び附属機関に分類する。

(本庁)

第3条 本庁とは、部(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第158条第1項後段の規定により設置される内部組織をいう。以下同じ。)並びに課及び課に相当するもの(同項に規定する内部組織のうち、部以外の内部組織であつて部の下に設けられるものをいう。次条第2号において同じ。)をいう。

(出先機関)

第4条 出先機関とは、本庁及び附属機関以外の次に掲げる機関をいう。

- 一 法第156条及び法附則第4条第2項の規定により設置される行政機関
- 二 前号に掲げるもののほか、法第158条第1項の規定により設置される内部組織(部並びに課及び課に相当するものを除く。第3章第4節において「その他の出先機関」という。)

(附属機関)

第5条 附属機関とは、法第138条の4第3項の規定により設置される審査会、審議会、調査会等の機関をいう。

第2章～第3章 省略

第4章 附属機関

(設置等)

第28条 県に別表第2上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、県に、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第58条の8第3項の規定により知事が措置入院者につき入院を継続する必要があると認めるときに、千葉県麻薬中毒審査会を置くものとする。

3 社会福祉法第12条第1項の規定により、千葉県社会福祉審議会(同法第7条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関をいう。)に児童福祉に関する事項を調査審議させる。

(組織等)

第29条 前条第1項の規定により設置された附属機関の組織、委員の構成、定数及び任期は、別表第3のとおりとする。

2 法令の規定により設置された附属機関のうち、その組織等について条例で定めることとされている各附属機関の組織、委員の構成、定数及び任期は、別表第四のとおりとする。

(会長及び副会長)

第30条 会長又は委員長(以下「会長」という。)及び副会長又は副委員長(以下「副会長」という。)は、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長が置かれていない附属機関(千葉県障害者介護給付費等不服審査会を除く。)にあつては、

会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者が会長の職務を代理する。

(委員の任命等)

第31条 委員は、知事が任命又は委嘱する。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第32条 附属機関の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例(平成18年千葉県条例第52号)第26条に規定する訴訟の援助に係る会議の議事は、出席委員の3分の2以上の多数をもつて決する。

(部会)

第33条 附属機関は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する当該部会に属する委員がその職務を代理する。

6 附属機関は、その定めるところにより、部会の議決をもつて当該附属機関の議決とみなすことができる。ただし、前条第3項ただし書の訴訟の援助の審議に関しては、この限りでない。

7 前条(第3項ただし書を除く。)の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「附属機関」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(会議の運営等)

第34条 この条例で定めるもののほか、附属機関の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(規則への委任)

第35条 別に規則で定めるところにより、附属機関に特別委員、専門委員、臨時委員、顧問又は参与を置くことができる。

2 各附属機関の庶務は、規則で定める機関においてこれを処理する。

(特例)

第36条～第37条 省略

| 別表2 | 附属機関名 | 担任する事務 |
|------|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (抜粋) | 千葉県食品等安全・安心協議会 | 千葉県食品等の安全・安心の確保に関する条例(平成18年千葉県条例第34号)第1条に規定する食品等の安全・安心の確保に関する事項を調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申し、又は建議すること。 |

| 別表3 | 附属機関名 | 組織 | 委員の構成 | 定数 | 任期 |
|------|----------------|-----------------|-------------------------------------------|-------|----|
| (抜粋) | 千葉県食品等安全・安心協議会 | 会長 副会長 委員 | 1 学識経験を有する者 2 事業者を代表する者 3 消費者を代表する者 | 20人以内 | 2年 |